

# 「向日市保有個人情報の安全管理措置に関する取扱規程（案）」の要点について



令和5年12月21日

総務課

# 安全管理措置に関する規定の制定理由

## 安全管理措置（法第66条第1項）

- 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

## 行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針

別紙1 参照

### <指針の意義>

- この指針は、法第66条第1項の規定等を踏まえ、行政機関等の保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として最小限のものを示すものである。
- 各行政機関等においては、この指針を参考として、個人情報の適切な管理に関する定めを整備するとともに、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

# 「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の構成

1. 意義
2. 管理体制
3. 教育研修
4. 職員の責務
5. 保有個人情報の取扱い
6. 情報システムにおける安全の確保等
7. 情報システム室等の安全管理
8. 保有個人情報の提供
9. 個人情報の取扱いの委託
10. サイバーセキュリティの確保
11. 安全管理上の問題への対応
12. 監査及び点検の実施

# 「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の構成

1. 意義
  2. 管理体制
  3. 教育研修
  4. 職員の責務
  5. 保有個人情報の取扱い
  6. 情報システムにおける安全の確保等
  7. 情報システム室等の安全管理
  8. 保有個人情報の提供
  9. 個人情報の取扱いの委託
  10. サイバーセキュリティの確保
  11. 安全管理上の問題への対応
  12. 監査及び点検の実施
- (一部)向日市個人情報取扱事務委託基準
- 向日市情報セキュリティポリシー
- 両規定との対比状況は別紙2参照

# 本市独自の規定事項

- \* 1. 死者に関する情報を安全管理の対象に追加
- \* 2. 「最高総括保護管理者」の設置
- \* 3. 教育研修の実施者として保護管理者を追加
- \* 4. 媒体の管理方法等を細分化

# 1. 死者に関する情報を対象に追加

(規程案第1条関係)

## <内容>

「保有個人情報」の定義に「死者に関する情報」を含める。

## <目的>

法で保護の対象外とされた死者に関する情報について、生存者と同様に安全管理措置を講じるため。

## 2. 「最高総括保護管理者」の設置 (規程案第3条関係)

### <内容>

保有個人情報の管理に関する事務を総括するため、総括保護管理者の上に「最高総括保護管理者」(副市長)を置く。

これに伴い、「保有個人情報の適切な管理のための委員会」の委員長への就任、監査又は点検結果等を踏まえた安全管理措置に係る方法を見直す等の措置を講ずる。

### <目的>

副市長をトップとする、より強力な管理体制を構築するため

### 3. 教育研修の実施者に保護管理者を追加 (規程案第9条関係)

#### <内容>

保有個人情報の取扱いに従事する職員及び保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対する研修実施者に、総括保護管理者(個人情報保護を所管する部の長)に加えて保護管理者(保有個人情報を取り扱う課等の長)を追加

#### <目的>

実質的に課等内の啓発、研修実施が想定される所属長を実施者に追加することで、所属等での研修実施を意識づける。

## 4. 媒体の管理方法等を細分化

(規程案第14条関係)

### <内容>

規程内の「媒体」の定義を「文書、電磁的記録媒体及び端末」としたうえで、保管・保存方法や外部への送付、持ち出し時に講ずべき措置については、媒体ごとに規定

### <目的>

各媒体に応じた保管・保存方法及び持ち出し時に講ずるべき措置を明確にするため